

令和4年度愛媛県森林環境保全基金公募事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、森林環境の保全と森林と共生する文化の創造に向け、県民の豊かな発想による自発的な活動を支援することで、森林に対する県民参加の具体化を図るため、県が適当と認める個人及び団体等（以下「事業主体」という。）が実施する森林環境の保全等に資する事業に要する経費に対し、愛媛県補助金交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において愛媛県森林環境保全基金公募事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、以下のとおりとする。ただし、他の公金による補助金、負担金その他の交付を受ける事業は対象としない。

(1) 森をつくる活動に関する事業

水源かん養等の公益的機能の高い森林や県民の暮らしに深く関わる森林等の整備や保全に関する活動で、直接、間伐や植栽等の森林整備に繋がるもの

(2) 木をつかう活動に関する事業

森林から生まれ、人に優しく、地域の環境保全にも貢献する木材をより身近に利用していく活動で、将来的に森づくり活動につながるもの

(3) 森とくらす活動に関する事業

森林との出会いやふれあい等を通して森林を知り、森林を身近に感じ、森林を愛する契機を創り出す活動で、森林に対する理解と森林づくり活動への参加を助長するもの

(補助対象者)

第3条 第1条に規定する事業主体は、県内に住所を有する個人及び県内に事務所又は営業所を有する法人その他の団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は別表のとおりとする。

(補助率及び補助金の額)

第5条 補助金の額は次の補助率で算出した額とし、1件当たり125万円を限度とする。

(1) 補助対象経費の50万円以下の部分 補助率10/10以内

(2) 補助対象経費の50万円を超える部分 補助率1/2以内

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象事業を実施しようとする事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、愛媛県森林環境保全基金公募事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業を実施しようとする事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体

において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第 7 条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業主体へ通知するものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業主体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ愛媛県森林環境保全基金公募事業変更承認申請書（様式第 2 号）に関係書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額に増減を生じるとき。
- (2) 補助対象経費の区分ごとの経費の 20% を超える変更をしようとするとき。
- (3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

2 愛媛県森林環境保全基金公募事業募集要領別表①に基づく費目「その他」を、新たに申請することはできないものとする。

（補助事業の中止及び廃止）

第 9 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ愛媛県森林環境保全基金公募事業中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の 12 月 10 日までに愛媛県森林環境保全基金公募事業遂行状況報告書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

ただし、次条第 1 項に規定する愛媛県森林環境保全基金公募事業実績報告書を 12 月 10 日までに提出した場合にあってはこの限りではない。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに愛媛県森林環境保全基金公募事業実績報告書（様式第 5 号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第 6 条第 2 項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第 6 条第 2 項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書により交付申請した補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条に規定する実績報告を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、愛媛県森林環境保全基金公募事業費補助金精算払請求書（様式第7号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第15条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の8割を上限に概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、愛媛県森林環境保全基金公募事業費補助金概算払請求書（様式第8号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（財産の管理）

第16条 補助事業により作成し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、作成価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超えるものとする。

2 規則第22条第2項ただし書きに規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（関係書類の保管）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（書類の経由）

第18条 この要綱により知事に提出する書類は、所轄地方局長を経由するものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(この要綱の失効に伴う経過措置)

3 令和 5 年 3 月 31 日以前に交付決定された補助金については、前項の規定にかかわらず、同日後においても、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象経費
賃金、報償費、旅費、安全対策費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、その他必要と認める経費

注 次の経費については、補助対象としない。

- ①永久工作物設置及び土地等の購入に要する経費
- ②運営上必要な恒常的経費（家賃、電気代、電話代、FAX使用料）
- ③長期間使用可能な機械器具等の物品購入に要する経費（1つの取得価格が1万円以上、図書にあっては5千円以上のもの）
- ④資格の取得に要する経費
- ⑤販売を目的としたものに係る経費
- ⑥職員の給与に要する経費
- ⑦参加者から参加料等の費用を徴収するものに係る経費
- ⑧個人が準備することが適当と考えられるものに係る経費（作業着、作業靴等）
- ⑨その他、知事が不適当と認めた経費